

# カンボジアにおける駐在員事務所の設立手続について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Mak Brathna)

## 1. はじめに

カンボジアにおいて現地法人、支店又は駐在員事務所を設立する場合には、原則として商業省、税務総局及び労働省への登録手続が必要となる。2015年12月の商業省法令により、商業省での手続は電子化が義務化されるなど、登録方法および要件が変更された。そこで、今回はその変更点を踏まえ、駐在員事務所設立時の登録手続の概要及び留意点について報告する。

## 2. 駐在員事務所の活動範囲

駐在員事務所とは、現地法人設立といった将来的な投資判断の為、主に市場調査を行う目的で設立されるものを指し、現地で直接利益を得るような活動などを行うことは法令で認められていない。法令により認められている活動は下記のとおりであり、その活動範囲は本社のために行う販売促進活動や情報収集などの連絡業務に限られることに留意しておく必要がある。また、駐在員事務所の活動範囲に関する取り締まりが年々厳しくなっている。

- 市場調査
- 本社との連絡業務
- 本社商品の広告・宣伝
- 展示会向けの商品購入と保管
- 本社の代理として行う現地顧客との契約行為
- 事務所の賃借及び現地従業員の雇用
- 本社への紹介を目的とする顧客との接触

なお、例えば下記のような活動は、駐在員事務所の活動として認められていない。

- 現地取引先工場に対する指示等製造に関わる行為
- 本社の顧客に対する代理請求等の請求行為

上記に関する活動を行う場合、駐在員事務所が収益を得ているとみなされ、営業活動を行っているとして指摘されてしまう。このように法令で認められる活動以外を行った場合、拠点形態が適切でないとの指摘を受け、税務調査の際に当該駐在員事務所を閉鎖し、支店又は現地法人を設立するように求められる可能性がある。

## 3. 設立手続

駐在員事務所設立の際には、商業省、税務総局、労働省の順番で登録手続を行う必要があり、全ての手続が完了するには3ヶ月程度の期間を要する。当局への提出書類はクメール語又は英

語で作成する必要があるが、管轄地域や担当官によって要求される書類が異なることもあるので注意が必要である。

駐在員事務所を設立する場合、登記上資本金の設定は不要であり、定款を作成する必要もない。駐在員事務所の名称は本社の名称を利用し、名称の前に「駐在員事務所（英語表記）」という文言を含める必要がある。従来は名称の後ろに Phnom Penh（プノンペン）や Cambodia（カンボジア）と付けることが可能であったが、現地法人の名称と類似することを避けるため、現在は付けられなくなっている。また、駐在員事務所には、本社から1名もしくは2名以上を駐在させる必要があるとの規定があるが、1名のみを赴任させる企業が多く見られる。

#### 4. 商業省での手続と登録費用

2015年12月29日発行の商業省令299号により、現地法人、外国企業の子会社、支店及び駐在員事務所の設立手続は、電子登録により行わなければならないと定められている。電子登録には、[www.businessregistration.moc.gov.kh](http://www.businessregistration.moc.gov.kh) というウェブサイト（以下「商業ウェブサイト」）を利用する。

駐在員事務所の登録手続の際には、まず社名チェックの手続により、社名の登録可否の確認を行う。社名チェックの手続を行う際は本社の名称を利用し、その際、メールアドレスや電話番号といった各種情報の登録も必要となる。手続の費用は、1回あたり40,000リエル（約10米ドル）で、確認までには約1週間程度かかる。商業省にて駐在員事務所名称が承認された後、駐在員事務所設立申請が可能となる。

次に、商業ウェブサイトのシステムから申請書をアップロードし、会社情報を入力した後に、下記の必要書類を添付して申請を行う。入力内容に不備がなければ約1ヶ月程度で承認が下りる。商業省からの承認後、商業証明書および会社情報リストのダウンロードが可能となる。手続完了後、全ての書類原本を商業省へ提出し、提出後15日以内に登録費用を支払う。

駐在員事務所設立にかかる登録費用は1,680,000リエル（約420米ドル）と定められており、支払いは銀行振込で行う。現在の取扱銀行は、FOREIGN TRADE 銀行 (FTB)、CANADIA 銀行 および ACELEDA 銀行である。

##### 商業省への登録必要書類

1. 駐在員事務所設立の申請書（登録情報の同意書等）
2. 駐在員事務所長のパスポート（顔写真ページのコピー、各コピーに青インクで直筆署名が必要）
3. 駐在員事務所長の顔写真（35mm x 45mm）
4. 駐在員事務所長への委任状（公証もしくは弁護士認証必要）
5. 本社の登記簿謄本（英訳、公証もしくは弁護士認証必要）
6. 本社の定款（英訳、公証もしくは弁護士認証要）
7. 賃貸契約書（クメール語版）

#### 5. 税務登録への手続と登録費用

商業省の登録手続完了後、商業証明書発行日から15日以内に税務総局へパテント税及び印紙税を納付する必要がある。パテント税とはカンボジア独自の税制度であり、駐在員事務所や現

地法人を設立した際に申請及び納税の義務が発生する。納税額はパテント税が 1,200,000 リエル（約 300 米ドル）、印紙税が 1,000,000 リエル（約 250 米ドル）、税務登録費用は 400,000 リエル（約 100 米ドル）である。上記費用を支払った後、下記の必要書類を準備し税務総局にて登録手続を行う。税務登録手続の期間は 1~2 ヶ月間程度である。税務登録完了時に、税務総局の事務所にて、税務総局発行の VAT 証明書（税務登録証明書）、パテント証明書（事業登録証）、税務登録カード、税務開始レター、更には事務所の写真を併せて提出する。その後、駐在員事務所として活動を開始することが可能となる。

### 税務総局への登録必要書類

1. 商業省より発行された書類（商業証明書及び会社情報リスト）
2. 銀行明細（銀行より発行されたもの）
3. 駐在員事務所長のパスポート（顔写真ページのコピー）、青インクで各コピー紙に直筆署名が必要）
4. カンボジアの居住証明書  
当該手続は賃貸管轄の市区町村役場で申請を行う必要がある。  
カンボジアに滞在しない場合、税務総局へ不在の説明レターを作成する。
5. 駐在員事務所長の顔写真 (35mm x 45mm)
6. 事務所賃貸契約書（クメール語版）
7. 事務所の不動産税（賃貸税）領収書
8. 税務登録申請書（税務総局の申込用紙に必要事項記載、要署名捺印）

## 6. 労働省への登録必要書類

税務登録手続が完了した後、労働省にて駐在員事務所設立手続を行う。カンボジア国内の全ての企業は労働省への登録が義務付けられている。こちらの手続は約 1~2 ヶ月程度かかる。登録手続における必要書類は下記の通りである。

1. 商業省より発行された書類（会社情報リストおよび商業証明書）
2. パテント証明書
3. 駐在員事務所長の身分証明書もしくはパスポートコピー（顔ページのコピー、青インクで直筆署名）
4. 労働登録申請書（企業開始、従業員リスト、賃金台帳の電子利用の申請書）

### 6.1. 労働省での手続と登録費用

労働省への登録は、会社情報を労働局へ登録することが目的であるため、仮に従業員がいなくても手続は求められる。手続は約 2 週間で、登録時の費用としては、1~7 名の従業員を雇用している場合、事業開始登録料 20,000 リエル（約 5 米ドル）、企業台帳申請料 20,000 リエル（約 5 米ドル）、および賃金台帳の電子管理利用料 40,000 リエル（約 10 米ドル）の支払いが発生する。賃金台帳登録については 2 種類あり、給与を現金で支給する場合は賃金台帳を作成して登録することが求められるが、銀行振込で支払いをする場合は、賃金台帳電子利用申請書を作成して提出する。労働省の承認後、労働登録申請書に登録番号・日付が記載され、省庁のサインと印鑑が押印され、企業台帳と併せて渡される。企業台帳は事務所で保管し、労働調査の際に当局の担当官が必要事項等を記載する。

## 7. 終わりに

カンボジアで駐在員事務所の設立を検討する場合には、まず可能な活動範囲を理解する必要があります。本稿では、駐在員事務所設立時の商業省、税務総局及び労働省での手続の流れや必要書類について述べてきたが、管轄地域や担当官によっても書類の扱いが異なることもある為、手続を行う際には最新の情報を入手することをお奨めする。

## 8. 参考文献

1. <https://goo.gl/LjcMAL>  
カンボジア会社法
2. <https://goo.gl/otr1J5>  
電子商業登録通知書

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン、カンボジア現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：本庄谷 由紀（ほんじょうや ゆき）

<<ベトナム/ハノイ現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也（さかさい まさや）

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。